

## 入院期間が 180 日を超える入院に関する事項

当院・他院を問わず同一傷病による通算の入院期間が 180 日を超える長期入院患者さんには、入院料の一部（1 日 2,780 円）を患者さんにご負担いただきます。

なお、該当される患者さんには、あらかじめご説明させていただきますので、何卒ご了承願います。

○以下の方は除外されます。

厚生労働大臣の定める状態にある方。

（人工透析を受けている方、人工呼吸器を装着している方など）